

2019年12月23日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子 様

東京都文京区本郷三丁目4番4号
株式会社 A.ver



令和元年11月22日付のご連絡に対するご回答

貴協会からの令和元年9月24日付「申入書」の申入れ事項につき、弊社が改善を行う具体的な時期をお問い合わせいただきましたが、弊社の予備校・学習塾事業における年度の考え方は、毎年3月より翌2月となっております。

そのため、来年3月からの新年度開始に間に合うように改善の準備を行っている最中であることをお伝えいたします。

また、改善後の契約書面及び概要書面を提供するよう求められておりますが、本日現在作成途中であり、まだお送りすることができません。恐れ入りますが、何卒事情ご理解のほどお願い申し上げます。作成が完了いたしましたら追って提出いたします。

先般お送りした回答（令和元年10月29日付回答書）の内容と重複いたしますが、書面の完成、使用前におきましても、該当する事象が発生した場合には、ご指摘の主旨に則って対応する方針であることを合わせて申し上げます。

以上